

社団法人日本演奏連盟 定款

第1章 総 則

第 1 条 この法人は、社団法人日本演奏連盟という。

第 2 条 この法人は、事務所を東京都港区新橋 3 丁目 1 番 1 0 号石井ビル 6 階に置く。

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第 4 条 この法人は、演奏家及び演奏事業者相互の連絡提携の場となり、技能、教養を伸張し、音楽芸術の昂揚と文化の発展に寄与するとともに、演奏家及び演奏事業者の利益擁護と福祉厚生を図ることを目的とする。

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 演奏家の技能及び教養向上のための研修及びその成果の発表
- (2) 音楽に関する指導及び啓蒙
- (3) 地方音楽教育及び音楽文化の啓発
- (4) 国際的交流による芸術活動の提携及び促進
- (5) 音楽に関する調査及び内外資料の収集保存
- (6) コンクール並びに賞の設定
- (7) 演奏家の利益擁護、福祉厚生及び顕彰
- (8) 機関紙及び図書の刊行
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第 6 条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 音楽の演奏、教育、又は演奏業務に携わり、別に定めた細則に該当する者で、この法人の目的に賛同し、定められた入会金及び会費を納める者
- (2) 特別会員 正会員で永年本邦演奏部門に貢献し、第 1 項に定められた資格を失った者
- (3) 名誉会員 この法人に貢献し、その業績顕著な者で総会の議決を以て推薦

された者

(4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、財政的支援をする法人及び個人

第 7 条 正会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 特別会員になろうとする者は、申請書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

4 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第 8 条 正会員は別に定める細則により入会金及び会費を、賛助会員は別に定める細則により会費を納めなければならない。

2 特別会員及び名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 9 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき

(3) 除名されたとき

第 10 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を理事長に提出しなければならない。

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会が退会を勧告し、従わないときは、正会員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経て理事長が除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 細則に定める期間会費を滞納したとき

(2) この法人の会員としての義務に違反したとき

(3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

第 4 章 役員及び職員

第 12 条 この法人には、次の役員を置く。

理事 25 名以上 30 名以内（うち、理事長 1 名、専務理事 1 名、常任理事 7 名以上 10 名以内）

監事 2 名以上 4 名以内

第13条 理事及び監事は、総会で選任し、理事は互選で理事長、専務理事及び常任理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を越えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

第14条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常任理事は、理事長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

第16条 この法人の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第18条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長1名及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事長の指揮監督を受け、事務局を統轄する。
- 3 事務局長及び職員は、理事会の議決を経て理事長が任免する。
- 4 職員は有給とする。

第5章 会長及び相談役

第20条 理事会の推挙により、総会の承認を経て会長を1名及び相談役5名以内を置くことができる。

- 2 会長はこの法人の榮譽を代表する。
- 3 相談役は、この法人の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べるができる。

第6章 会 議

第21条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、理事長は、その請求のあった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

第22条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条 総会は第6条第1号の正会員をもって組織する。

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集する。
- 3 前項のほか、理事長は、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第25条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

第26条 次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第27条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者と見なす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数を以て決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 総会の議事の要領および議決した事項は、全会員に通知する。

第29条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第7章 資産及び会計

第30条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第31条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

第32条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、理事長が保管する。

第33条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在

数及び正会員現在数各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

第34条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

第35条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第36条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第37条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第38条 第33条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第41条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

第43条 この法人の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第44条 この定款施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、文部科学大臣の設立許可があった日（昭和40年12月24日）から施行する。
- 2 事務所の住所を変更し、昭和46年8月25日から施行する。
- 3 事務所の住所変更及び入会する時の紹介者の人数制限の変更を昭和54年7月3日から施行する。
- 4 「準会員」の新設を昭和59年8月31日から施行する。
- 5 第16条第3項を「専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。理事長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。」に改正し、昭和59年8月31日から施行する。

- 6 第16条第4項に「常任理事は、理事長および専務理事を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。」を新設し、昭和59年8月31日から施行する。
- 7 第19条の役員の任期は、「2年」を「3年」に改正し、昭和59年8月31日から施行する。
- 8 事務所の住所を変更し、平成6年6月27日から施行する。
- 9 中央省庁の再編に伴う依命通知（13文芸第17の1 平13.1.11）により、平成13年1月31日から規定中の「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
- 10 この定款の改正は文部科学大臣の認可のあった日（平成19年7月2日）から施行する。
- 11 この定款の改正は文部科学大臣の認可のあった日（平成22年8月5日）から施行する。